

政令第二百九十三号

関税込率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、関税込率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改める。

第二条第一項中「（保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物の課税物件の確定の時期）」を「（課税物件の確定の時期）」に改め、同条第二項中「（保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期）」を削り、同条第三項中「（保税展示場に入れられた外国貨物の課税物件の確定の時期）」を削り、同条に次の一項を加える。

5 法第四条第一項第六号に規定する政令で定める郵便物は、次に掲げるものとする。

一 寄贈物品である郵便物

二 無償で貸与されることその他の事由により、名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分（以下この章において「所属区分」という。）を判断することが困難であると認められる郵便物（前号に掲げるものを除く。）

第三条第一項中「（賦課課税方式）」を「（税額の確定の方式）」に改め、同条第二項第六号中「（通関手帳による通関）」を「（通関手帳による通関等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第六条の二第一項第二号ロに規定する政令で定める郵便物は、次に掲げるものとする。

一 第二条第五項各号に掲げる郵便物

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条の規定に基づいて設置された合衆国軍事郵便局を通じて郵送される郵便物

第四条第一項中「（納税申告）」を「（申告）」に改め、同項第一号中「定率法別表の適用上の所属区分（以下この章において「所属区分」という。）」を「所属区分」に改める。

第五十五条の八の次に次の一条を加える。

(郵便物の保税運送に係る届出の手続)

第五十五条の九 法第六十三条の九第一項(郵便物の保税運送)の規定による届出は、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類、運送しようとする郵便物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格並びに運送の期間を記載した書面でしなければならない。ただし、税関長は、運送する距離が短いことその他の事情によりその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

2 法第六十三条の九第二項に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする郵便物の運送先、記号、番号、品名及び数量を記載しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 法第六十三条の九第四項の規定による運送目録の提出は、同条第三項の確認を受けた日から一月以内にするものとし、郵便物の保税運送が次の各号のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。

一 法第六十三条の九第一項の届出を受理した税関官署の長及び同条第三項の確認を行う税関官署の長

が同一である保税運送

二 相互に多数の保税運送が行われる場所（同一の税関の管轄区域内の場所に限る。）として税関長が指定した特定の場所相互間において行われる保税運送

三 輸出の許可を受けた郵便物（法第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により輸出の許可を受けたものとみなされるものを含む。）に係る保税運送

第五十六条の次に次の一条を加える。

（郵便物に係る関税の納付義務の免除の手續等）

第五十六条の二 第三十八条の規定は法第六十五条の二第一項ただし書（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）の規定による承認について、第三十八条の二（第一号を除く。）の規定は法第六十五条の二第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条中「貨物」とあるのは「郵便物」と、「その置かれている」とあるのは「滅却をしようとする」と、第三十八条の二第二号中「外国貨物」とあるのは「郵便物」と、同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失の場所」と読み替えるものとする。

「第七節 郵便物に係る特則」を「第七節 郵便物に関する特則」に改める。

第六十六条第一項中「（郵便物の検査）」を「（郵便物の輸出入の簡易手続）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定の適用を受ける郵便物に係る検査について準用する。

第六十六条を第六十六条の二とし、第五章第七節中同条の前に次の一条を加える。

（簡易手続の対象となる郵便物）

第六十六条 法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する政令で定める郵便物は、第三条第三項各号に掲げる郵便物（同項第一号に掲げる郵便物にあつては、輸入されるものに限る。）とする。

第六十七条の前に次の二条を加える。

（提示を要しない郵便物）

第六十六条の三 法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する政令で定める場合は、郵

便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の申告を行う旨の申出があつた場合とする。

（交付前郵便物に係る関税の納付義務の免除の手續等）

第六十六条の四 第三十八条の規定は法第七十六条の二第一項ただし書（交付前郵便物に係る関税の徴収）の規定による承認について、第三十八条の二の規定は法第七十六条の二第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条中「貨物」とあるのは「郵便物」と、「置かれている」とあるのは「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの（同項の書面が郵便事業株式会社に交付された場合に限り）」、滅却をしようとする」と、第三十八条の二第一号中「亡失した外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの（同項の書面が郵便事業株式会社に交付された場合に限り）」と、同条第二号中「外国貨物」とあるのは「郵便物」と、同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失の場所」と読み替えるものとする。

第五章第七節中第六十八条の三の次に次の一条を加える。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可を取り消す場合等)

第六十八条の四 法第七十八条の二第一項(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、差出人から郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更する旨の請求があつた場合とする。

2 法第七十八条の二第四項の規定において輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あて人に交付されていないものについて同条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の二第二項及び第三項	輸出	輸入

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(簡易手続の対象となる郵便物)

第三十一条の二 法第八条の四第一項に規定する政令で定めるものは、関税法施行令第二条第五項各号(課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物)に掲げる郵便物とする。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第六条の三中「第八条第一項第三号」を「第八条第一項第四号」に改め、同条を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(交付前郵便物に係る内国消費税の納付義務の免除の手続)

第六条の三 関税法施行令第六十六条の四(交付前郵便物に係る関税の納付義務の免除の手続等)において準用する同令第三十八条(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除の手続)の規定は、法第八条第一項第二号に規定する交付前郵便物に係る同号の承認の手続について準用する。この場合に

は、同令第六十六条の四において準用する同令第三十八条の規定による申請書に、当該交付前郵便物に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該交付前郵便物の品名及び数量（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物に該当するものについては、数量及び価額。以下「数量等」という。）を付記しなければならない。

第八条第一項中「数量（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物に該当するものについては、数量及び価額。以下「数量等」という。）を「数量等」に改める。

第十条第一項中「又は第五十四条（難破貨物等の運送の手續）」を「、第五十四条（難破貨物等の運送の手續）又は第五十五条の九第一項（郵便物の保税運送に係る届出の手續）」に改め、「免除を受けようとする」の下に「法第十一条第一項の課税物品に係る」を加え、同条第二項中「規定の適用」を「承認」に、「は、法第十一条第五項ただし書」を「及び同令第五十六条の二（郵便物に係る関税の納付義務の免除の手續等）において準用する同令第三十八条の規定は、法第十一条第五項に規定する課税物品に係る同項ただし書」に改め、「又は同令第五十六条」の下に「若しくは第五十六条の二」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、関税込率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号。次条において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年二月十六日。次条において「施行日」という。）から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正法第三条の規定による改正後の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十三条の九第一項に規定する郵便物を同項の規定により運送しようとする者は、施行日前においても、同項及び同条第二項の規定の例により、税関長への届出及び運送目録の税関への提示を行い、並びに運送目録の税関の確認を受けることができる。